

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク
事務局長 須田 春海 様

拝 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、容器包装リサイクル法に関する問題で、大変ご心配をお掛けしております。新聞報道では、弊社の真意が正確に伝わらず、再商品化義務料の支払い拒否という一言で片付けられていることを大変残念に思っております。

いただいた質問の①②についてのご回答ですが、弊社としては、支払いをしないということではなく、われわれが疑問に感じている点についての明確な回答や情報開示を要求しているところです。よって、平成17年度分については、支払い拒否ではなく、回答が出るまでの支払いの留保と考えております。

ご存知のように、容器包装リサイクル法が平成7年に成立し、平成12年よりプラスチック製容器包装、紙製容器包装が対象品目に追加されてからは、弊社も特定事業者として、平成12年は27,236千円、平成13年度が65,455千円、平成14年度が86,743千円、平成15年度が111,583千円、平成16年度が150,690千円と、再商品化義務を忠実に果たしてまいりました。

これまでも弊社は、環境保護および地域社会への貢献という観点から、排出抑制として、レジ袋削減のためのスタンプサービス、容器包装の薄肉化・軽量化、簡易包装の推進などを、またリサイクルの推進のため、牛乳パック、ペットボトル、食品トレーの店頭回収に取り組んでまいりました。環境活動および社会貢献活動に取り組むという姿勢は、いささかも変わっておりません。

しかしながら、容器包装リサイクル法の制度には、製造事業者と利用事業者の不公平な負担割合（平成17年度プラスチック製容器における負担割合では、製造事業者：利用事業者＝0.59%：99.41%）、ただ乗り事業者が長年放置され、それによって誠実に義務を果たしてきた事業者がその分まで過度に負担を強いられてきたこと、特定事業者の再商品化に係る費用の負担状況や、負担割合を算出するための数値的根拠が示されないなど、公平性・透明性について強い不信感や疑問を抱いております。この点についての明確な回答および情報開示がなされれば、弊社も喜んで応分の負担はさせていただくつもりです。

なお、質問③については、関係機関に対し弊社の求めるところをお伝えし、回答を心待ちにしているところです。

敬 具

平成17年5月28日

株式会社ライフコーポレーション
代表取締役会長兼社長 清水 信次

